

<開催報告>

AIPPI・JAPAN セミナー

「中国商標法及び商標法実施条例における主な変更点・最新の知財動向」

開催日時：平成26年5月23日（金）13：30～17：00

会場：愛宕東洋ビル13階 1301講義室（金沢工業大学大学院 虎の門キャンパス）
（東京都港区愛宕1-3-4）

（地図） <http://www.kanazawa-it.ac.jp/tokyo/map.htm>

講演者：北京林達劉知識産権代理事務所

劉 新宇 氏（弁理士）

魏 啓学 氏（弁護士・弁理士）

劉 和珍 氏（弁護士）

使用言語：英語（英語－日本語の逐次通訳付）

協賛：一般社団法人 日本食品・バイオ知的財産権センター

日本商標協会

金沢工業大学大学院

内容：

1) 中国商標法及び商標法実施条例における主な変更点：

5月1日に施行された商標法及び商標法実施条例の解説。今回の改正では審査期間に関する規定、馳名商標への保護制度、異議申立制度など、多岐に亘つての変更があった。この変更では、音声の商標登録の追加や、電子データでの出願、一出願多区分制度などが含まれる。また、商標法実施条例では、商標法の改正に伴い、商標局及び評審委員会に対する審査及び審判手続きに関し、数多くの改正が行われた。主な改正事項としては、音声商標の出願手続き、電子データの提出時期の確定、一出願多区分制採用に伴う分割出願手続き、異議申し立て手続き、宅配業者により送付を行った場合の提出日の確定方法、商標の使用許諾登録要件の緩和等である。改正からまだ日が浅く、実質的な例などがいないため、今後の動向を注視し、対策を考える必要がある。

2) 最近の特許・実用新案・商標に関する判例の紹介：

①新規事項の追加として補正が認められなかった事例：明細書と特許請求の範囲には「半導体のメモリ装置」と記載されていたが、補正によって「記憶装置」としたことが新規事項の追加として補正が却下された事例。用語の解釈においては、当初明細書やクレームの範囲の内容だけでなく、当該専門用語が本件特許の属する技術分野の通常の意味であるのか、登録書類における当該専門用語の使用状況などが技術専門用語の意味の解釈に影響を及ぼすかなどを注意する必要がある。

②請求項における使用環境の特徴：自転車の部品であるリアディレーラ・ブラケットが使用環境の特徴として特許を取得していたことから起きた事件。請求項に記載された使用環境の特徴は、請求項の必要な技術的特徴に属し、権利範囲に対して限定作用がある。より大きな権利範囲を取得、または従来技術と区別するために、使用環境の特徴で製品を保護する方法は有効であるが、権利を安定し、権利行使を行いやすくするために構造特徴を含む請求項を作成することが推奨される。

③記載ミスに係る特許権侵害訴訟の処理方法：明細書の請求項にはプラスチックフィルムの表面の凹凸不平の粗面の厚さが明確に記載されていたが、実際それはプラスチックフィルム全体の

厚さであり、特許権者はそれが記載ミスであったと認めた。しかし最高裁は詳細なプラスチックフィルムの厚さの説明や、それについての根拠の説明がなかったため記載ミスを認めず、被疑侵害方法が係争特許と同一でも均等でもない判断した事例。ただし、請求項のミスが明らかであり、当業者が明細書又は図面における相応する記載から明確に、直接的且つ一義的に当該用語の意義を補正できる場合、補正後の意義に基づき解釈することができるので、単に被疑侵害技術は権利範囲に入っていないと判断してはならず、注意する必要がある。

④請求項に記載されていた先行技術による抗弁における拡大先願の解釈：拡大先願は特許出願の新規性を評価できるとし、被疑侵害者は拡大先願の技術法案を実施していることを理由に、不侵害を主張することが認められる。従来技術抗弁の審査基準を参照して判断できるという最高裁での判決についてご説明いただいた。

3) 最新の知財動向

中国国家知識産権局では、一局七センターという審査枠組みが形成され、特許局を一局とし、全国で七つの審査協力センターを設立している最中である。これにより、審査の規模を拡大することが目的である。また、事件の内容が過去に比べ複雑化してきたことにより、北京、上海、広州に知的財産専門の裁判所の設立が検討されている。

等々、中国商標法の改正に対する今後の対応や変化の詳細を知る非常に良い機会となった。

本セミナーには60名の参加者にお集まりいただき、質疑応答も活発に行われ、成功裡に終了した。



劉 新宇 氏



魏 啓学 氏



劉 和珍 氏

上